

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
学校保健統計調査の改善	<p>現行基本計画には、該当項目は盛り込まれていないものの、第Ⅰ期基本計画には、以下の項目が盛り込まれていたところ。</p> <p>「学校保健統計において、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加とともに、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策を講じることを含め、調査方法や調査票の改善について検討する。」</p>
これまでの統計委員会の意見	<p><平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成24年9月25日）>施策の進捗状況等に対する評価</p> <p>(1) 現時点では、学校保健統計調査において、上記調査項目（注）に関し現在以上の対応を求める必要性は低いものと判断される。</p> <p>注：心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病を指す。</p> <p>(2) また、調査方法等の改善として、学校保健統計調査の調査票の転記元である健康診断票を直接統計作成に利用することについては、平成6年度まで全国で統一されていた健康診断票の様式が、地方分権が進展する中で、地域における健康課題等に柔軟に対応できるように自由度が高まったこと、かつ健康診断票データの電子化が進んでいないことから、直ちに対応することは難しいものと判断される。</p> <p><「未諮詢基幹統計の確認に対する取組方針（平成26年10月20日基本計画部会決定）></p> <p>未諮詢基幹統計の確認審議対象の一つとして決定された。</p> <p><「統計法施行状況に関する審議の進め方（平成29年5月30日基本計画部会決定）></p> <p>第Ⅲ期基本計画変更の審議の中で併せて確認する未諮詢基幹統計の一つとして決定された。</p>
確認の視点	<p>(1) 平成23年度統計法施行状況に関する報告書で指摘された事項（心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病、健康診断票の電子化）について、現時点の状況はどうなっているか。</p> <p>(2) 本調査の結果（基幹統計）については、行政施策への利活用を含め、具体的にどのように利活用されているか。また、本調査結果の更なる有効活用が図られるよう、例えば、調査結果の利用可能性を高めるため、統計ニーズの積極的な把握や、調査結果の具体的な利活用例に係る情報提供の充実等の取組を行っているか。【統計法第2条第4項第3号に規定された要件「全国的な施策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」、「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」との整合性】</p> <p>(3) 小学校、中学校及び高等学校に係る健康状態調査票においては、「相談員・スクールカウンセラー」の配置状況を把握していることに鑑み、幼稚園及び幼保連携型認定こども園に係る健康状態調査票においても、保護者に対する育児・発達相談のほか、幼稚園教諭や保育士に対し、発達障害など特別な支援が必要な幼児への対応などの助言を行う「保育カウンセラー」等の配置状況を把握する必要性はないか。【公</p>

	<p>的統計の品質評価要素に沿った見直しの余地】</p> <p>(4) 幼稚園及び幼保連携型認定こども園に係る健康状態調査票において、学校保健安全法施行規則に定める健康診断の検査項目（必須項目）のうち未把握となっている「聴力」について把握する必要性はないか。なお、幼稚園及び幼保連携型認定こども園以外の健康状態調査票では、「難聴（両耳とも）」の実態を把握する調査事項を設けている。【公的統計の品質評価要素に沿った見直しの余地】</p> <p>また、上記以外にも報告者によって調査事項に差異を設けているが、その理由は何か。学校保健行政を取り巻く状況を踏まえ、現行の調査事項を見直す余地はないか。【公的統計の品質評価要素に沿った見直しの余地】</p> <p>(5) 本調査のうち、健康状態調査は、調査実施校（無作為抽出）の在学者全員を対象とする一方で、発育状態調査は、調査実施校の在学者の中から抽出した児童等を対象として実施しているが、標本設計（目標精度、抽出方法、結果精度等）や結果数値の推計方法はどのようにになっているか。また、調査結果の利活用状況も踏まえつつ、調査結果の正確性・信頼性や報告者負担の観点からみて問題はないか。【公的統計の品質評価要素に沿った見直しの余地】</p> <p>また、疾病の中には発生状況に係る学校間の差が大きい可能性があるため、現行の標本設計による把握では、限界があるといった状況はみられないか。【公的統計の品質評価要素に沿った見直しの余地】</p> <p>(6) 本調査の結果から得られる統計については、学校保健安全法施行規則に基づき学校等が実施している健康診断の結果を収集し、集計・公表されていることから、ある意味で業務統計とも位置付けられる。このような状況の中、報告義務等を課してまで基幹統計調査として位置付ける必要性はあるのか。【基幹統計調査として実施する必要性】</p>
各種研究会等での指摘	
担当府省における現状認識・取組状況	<p>(1) 平成 23 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書において実施困難であると判断された事項について、「心の健康」「アレルギー疾患」「生活習慣病」の項目は学校健康診断としては現在も実施されておらず、また地域における健康課題等に柔軟に対応できるよう診断票様式を統一しないという方針についても変更されていないため、状況の変化は生じていない。</p> <p>(2) 本調査結果は、学校保健安全法及び学校給食法の改正をはじめ、学校保健行政の施策の立案検討の際の基礎資料として利活用されているほか、学校施設・設備の基準策定及び見直しの基礎データとしても用いられている。また、利活用については、毎年、各都道府県・指定都市教育委員会の指導主事が集まる「健康教育・食育行政担当者連絡協議会」などで、文部科学省から周知を行っており、国だけでなく、各都道府県教育委員会、各市町村教育委員会、各学校等でも積極的に利活用されている。例えば、各学校においては、健康診断の結果を項目ごとに集計分析を行い、その結果と本調査結果による地域や全国平均のデータとの比較など、様々な方法によって評価を行い、目標値の設定を行うことで、学校における歯磨き指導などの明確な根拠に基づいた対応方策の検討に役立てられているところである。</p>

	<p>(3) 文部科学省では学校内のカウンセリング機能の充実を図るための施策として、相談員やスクールカウンセラーの配置を推進しており、本調査においてその配置状況を調査してきたが、幼稚園や幼保連携型認定こども園における、保育カウンセラー等の配置状況についてはそれを把握することによる利活用の目的が現時点において見通せないことから、文部科学省としては、新たに調査項目とする必要はないと考えている。</p> <p>(4) 幼児の聴力については御指摘のとおり健康診断においては必須項目となっており、教育活動や生活に重要な影響を及ぼす難聴を把握するために重要な役割を果たしている。しかし、幼児はオージオメータを使用した健康診断での検査に不慣れなため、応答が不明確になりやすく、統計としてみた場合に有効な数値とは言い難く、今後も把握する必要はないと考える。また、報告者によって調査事項に差異を設けているのは、学年により検査が必須でないとされている項目があるためであり、現行の調査は学校保健安全法施行規則を反映した妥当な調査事項であると考えている。</p> <p>(5) 平成16年度に文部科学省において「新しい時代に対応した統計調査の推進に関する検討会（学校保健統計調査の見直し）」を開催し、大学教授や自治体関係者など、多様な有識者による議論により、17年度に調査精度の確保及び報告者負担の軽減の観点から抽出方法及び表章方法の見直しについての結論を得たものであり、現時点において標本設計や推計方法等に問題はないものと考えている。また、疾病の発生状況に係る標本設計の限界については、文部科学省としては認識していない。</p> <p>(6) 本調査は、児童・生徒の発育及び健康状態に関する事項を把握することのできる唯一の公的な統計調査であり、身長及び体重については明治33年から現在までのデータが蓄積されているなど、貴重な調査である。学校保健安全法施行規則に基づき学校が実施している健康診断の結果を収集しているとはいえ、同規則では健康診断の結果を教育委員会等に報告する仕組みにはなっておらず、本調査の回答にあたっては一定の負担を強いるものである。そのため、現在の回収率を維持し調査を継続していくためには、引き続き基幹統計調査として位置づけられる必要があると考える。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 確認の結果、改善が必要と考えられる事項があれば、必要に応じて次期基本計画に盛り込むことを検討してはどうか。
備考（留意点等）	



学校保健統計調査の概要

調査目的

学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにする

調査対象

満5歳から17歳までの児童等の一部（抽出調査）

抽出率 (平成28年度調査)

調査内容

学校保健安全法により各学校で4月から6月に実施される健康診断の結果に基づき、
 ➤ 児童等の発育状態 … 身長、体重
 ➤ 児童等の健康状態 … 疾病・異常の有無を調査

発育状態 5.0%
 (695,600人)

健康状態 24.9%
 (3,437,062人)

調査沿革

昭和23年以降毎年実施

公表時期

速報値 12月

/ 確定値 3月

調査組織

文部科学省 – 都道府県 – 学校

未諮詢基幹統計の確認 に対する取組方針

平成26年10月20日
統計委員会基本計画部会

1 確認の根拠、趣旨

(1) 確認の根拠(第Ⅱ期基本計画の記述)

第4 基本計画の推進

1 施策の効果的かつ効率的な実施

(略)統計委員会は、統計法第55条第3項の規定に基づき、毎年度、同法の施行状況に関する審議を通じて基本計画に関する施策の取組状況を把握し、必要に応じて関係府省に意見を提示している。第Ⅱ期基本計画においては、公的統計の整備に関する施策の更なる推進を図るため、統計法第55条第3項の規定に基づき、以下の取組を重点的に実施する。

第一に、社会経済情勢の変化、経済構造統計を始めとする統計の新設、整理及び統合等を踏まえ、これまで統計委員会に諮詢されていない基幹統計(基幹統計調査)を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する。(以下略)

(2) 確認の趣旨

- 統計法施行状況報告に基幹統計(基幹統計調査)に係る変更・実施・公表に関する状況が盛り込まれていることを受け、この枠組みの下で未諮詢基幹統計のレビューをすることにより、各府省で進めている品質保証の取組に基づく所管統計の見直し・改善に資する。統計作成府省においても所管統計の改善に向けた専門家の知見を得る機会として活用してもらいたい。

2 確認の視点

●第Ⅱ期基本計画の記述に基づき、次の2つの視点から確認を行う。

(1) 公的統計の品質評価の要素

基幹統計における品質評価の要素に沿った見直し状況については、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」(平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ、23年4月8日改定)を参考に確認

「公的統計の品質保証に関するガイドライン」別紙3 公的統計の品質評価事項（左列が主要要素、右列が補足的要素）

ニーズ適合性

- ・ 統計作成の必要性はあるか
- ・ 利用者のニーズを把握するための措置を講じているか
- ・ 把握したニーズを適切に反映しているか
- ・ 調査事項、調査周期等の設定に合理性はあるか
- ・ 社会経済情勢の変化等に応じた見直しを行っているか

正確性

- ・ 統計調査の設計は、統計理論等に基づき、適切か
- ・ 統計調査の実施が、正確かつ適切に行われているか
- ・ 使用している統計基準や用語の定義は適当か
- ・ 調査系統の設定は適当か

適時性

- ・ 公表予定期日は統計の目的に照らして適当か
- ・ 公表予定期日等ができる限り早期に公表されているか
- ・ 公表が公表予定期日よりも遅れている場合、その遅れはやむを得ないものか

解釈可能性・明確性

- ・ 対象母集団、標本設計(抽出方法、抽出率、目標精度)、結果数値の推計方法、調査事項、調査の実施方法等の説明が行われているか
- ・ 使用している統計基準が、統計法に基づく統計基準や国際的な基準等と異なる場合、その違いの説明が行われているか
- ・ 作成した統計について、メタデータ、統計利用上の留意点等の説明が行われているか
- ・ 作成した統計表から明らかになる事項、又は利活用例を示し、利用可能性を周知しているか

信頼性

- ・ 標本設計(抽出方法、抽出率、目標精度)、結果数値の推計方法、調査の実施方法を公表しているか
- ・ 統計作成の方法や情報源等の重要な変更を行う場合、検討過程を公表しているか
- ・ 公表期日前に統計データを知り得る者、秘密保護のために講じている措置の内容を公表しているか
- ・ 調査実施時及び集計時の秘密保護措置は適当か
- ・ 調査票情報の管理は適切に行われているか
- ・ 統計の中立性は確保されているか

整合性・比較可能性

- ・ 使用している統計基準が、統計法に基づく統計基準や国際的な基準等と異なる場合、その違いは妥当か
- ・ 統計の方法や情報源等の変更を行う場合、変更内容は妥当か
- ・ 過去の結果との断層がある場合は、その理由が妥当か

アクセス可能性

- ・ 公表時期と利用者への周知時期(e-Stat等への掲載時期)にタイムラグがないか
- ・ アクセス可能な情報の一覧が公開されているか
- ・ 利用者の照会窓口を設置しているか
- ・ 二次的利用の推進を図っているか

効率性

- ・ 同じ情報を得るために効率性を充分に検討した上で、より適切な方法により統計を作成しているか
- ・ 他の調査票情報や行政記録情報の活用を図っているか
- ・ 被調査者の負担に配慮しているか

2

2 確認の視点(続き)

(2) 基幹統計の法定要件

基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況については、統計法の要件を確認

(1)統計法第2条第4項第3号の3要件を確認

- イ) 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
- ロ) 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
- ハ) 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

(2)基幹統計(基幹統計調査)には、他の公的統計に比べ、より高い正確性や利便性を確保するために、公表義務、報告義務、調査、報告その他の協力を求める権限の付与など、一定の規律が定められているが、これらの規律を課すにふさわしいかを確認

(3)特に、統計法施行時にはこれらの要件を満たしていたものの、その後の社会経済情勢の変化を踏まえてなおかつ満たしているか、改めて確認

<第Ⅰ期基本計画における基幹統計の判断要素の例>

- ①国民生活に関連する重要な構造統計又は動態統計
- ②月例経済報告で利用されている統計
- ③結果の利用が法令上規定されている統計
- ④人や物の国際的な流れを水際でとらえる統計
- ⑤国民経済計算や重要な加工統計の直接的な基礎データとなる統計
- ⑥地方公共団体においても幅広く活用できる統計
- ⑦国際連合で提唱されたSSDS(System of Social and Demographic Statistics)を基に総務省が整理している人口・社会統計体系に掲載されているデータの源泉となっている主要な統計
- ⑧経済統計に関する国際条約等により作成義務のある統計
- ⑨結果の利活用が調査・集計事項の一部にとどまらず、広範囲にわたっている統計

3

3 確認の対象となる統計の府省別一覧

- これまで統計委員会に諮問されたことがない(法律の変更に伴うもの又は名称変更のみに係る諮問を除く)基幹統計を対象に確認(現時点で20、以下の一覧参照)
- 確認前に諮問が行われる予定となった統計については確認の対象から除外

総務省	厚生労働省	経済産業省
<ul style="list-style-type: none">家計統計個人企業経済統計地方公務員給与実態統計	<ul style="list-style-type: none">人口動態統計毎月勤労統計薬事工業生産動態統計賃金構造基本統計	<ul style="list-style-type: none">ガス事業生産動態統計石油製品需給動態統計経済産業省特定業種石油等消費統計
財務省	農林水産省	国土交通省
<ul style="list-style-type: none">法人企業統計民間給与実態統計	<ul style="list-style-type: none">牛乳乳製品統計作物統計海面漁業生産統計木材統計	<ul style="list-style-type: none">建築着工統計船員労働統計
文部科学省		
<ul style="list-style-type: none">学校保健統計学校教員統計		

4

4 確認の進め方

(1) 基本的な方針

- 確認は、基本計画部会で実施し、取りまとめる。
- 平成30年度については、第Ⅲ期基本計画に関する審議が見込まれることから、確認を行わないとし、確認は26年度から29年度までの4年間に計画的に実施
- 各年度とも、基本計画の施行状況審議が終了した後、年度後半に確認
- 実施方法等については、平成26年度の取組結果を踏まえ、適宜見直しを図る。

4 確認の進め方(続き)

(2)平成26年度の進め方等

<平成26年度の確認スケジュール(想定)>

時期	内容
10/20 基本計画部会	確認に対する取組方針を決定
11/17 基本計画部会	具体的な確認スケジュールを決定
12/8 基本計画部会	第1回の確認
1/29 基本計画部会	第2回の確認
2/19 基本計画部会	第3回の確認、審議結果報告書(素案)の検討
3/23 基本計画部会	審議結果報告書の取りまとめ

<各回の確認のための審議の流れ>

- 品質評価の視点や基幹統計としての要件の充足状況についても読み取れる内容の資料(概要是資料2の参考2参照)を作成し、確認のための審議の3週間前をめどに、各委員に配布
- それに対し、委員から事前に質問・意見を提出
- 事前に提出いただいた質問・意見に基づき審議

(※ 資料の作成や審議に当たっては、関係府省に対して協力を要請)

6

5 各年度に確認する統計の選定に関する基本的な考え方

- 平成26年度から29年度において確認の対象とする未諮問20統計については、以下のような基本的な考え方により、各年度の確認対象を選定。
 - 統計の利用面を勘案して、e-Statに採用されている分野に区分し、当該年度の確認が特定の分野に偏らないよう配慮
 - 周期統計調査によるものについては、調査実施年度の翌年度に確認
 - 複数の統計が該当する分野については、旧統計審議会における前回答申年月の順に確認を進めることを原則
 - 平成27年中に諮問審議等が想定される統計については、平成28年以降に確認することとし、正式に諮問が行われた段階で確認対象から除外
 - 年度ごとの統計作成府省・部局の負担や基本計画部会における審議の平準化にも配慮し、全体の確認年度を調整
- また、平成27年度以降の確認スケジュールについては、対象となる統計の諮問審議状況等を勘案し、必要に応じて変更

6 確認結果の取りまとめ等

- 各年度とも、前年度の統計法施行状況報告審議の一つとして、年度内に結果報告を取りまとめて公表
- 各年度の結果報告を蓄積し、必要に応じて第Ⅲ期基本計画にも反映
- 確認の過程で得られた知見は、個々の諮問審議にも活用
- 改善を求める事項が指摘された場合は、自律的な改善を図るためにには一定の期間が必要であり、次年度以降の統計法施行状況審議の中で適宜フォローアップ